

国際理事候補者推薦に関する2022年7月1日以降の改正について

2021年12月16日
ライオンズクラブ国際協会
OSEAL 調整事務局

2021年第103回国際大会で、以下の国際会則付則改正することが代議員投票による賛成多数により決定いたしました。

国際理事候補者推薦証明書が国際本部に届いていなければならない期限を、国際大会の開会日の60日前までに変更することを可決。これにより、
2022年7月1日を発効日として、国際付則第2条第4項(a)を、その2文目にある「30日」との語句を削除して「60日」との語句に差し替えることにより改正する。
2022年7月1日を発効日として、国際付則第2条第5項(a)を、「30日」との語句を削除して「60日」との語句に差し替えることにより改正する。

現在の2021年6月29日改正版のライオンズクラブ国際協会会則及び付則は、すでにこの改正が反映されたものになっております。この改正は今後の地区および複合地区における国際理事候補者の資格証明について影響を及ぼすものですので、改めまして改正に伴う変更内容をご確認いただくため、以下内容を整理いたしますのでご確認ください。

1. 現行、2022年モントリオール国際大会での選出のため立候補する国際理事候補者は、所属複合地区で推薦の決定を受け、その所属複合地区役員（協議会議長および幹事）がその推薦証明をモントリオール国際大会開催日の30日前までに国際本部法律部に提出しなければなりません。この提出は、まずはEメールまたはファックスで行っても良いが、その3日以内に原本を法律部に提出しなければなりません。
2. 1の複合地区での推薦を得る前に、まずは所属準地区での推薦を受けていなければなりません。この日程については具体的な期日の規定はありませんが、標準版複合地区付則では、複合地区の推薦を得ようと思う候補者は、その30日前までに指名委員会に立候補の届け出を行うこととしています。各複合地区の会則付則でこの手続きについて規定があればそれに従う必要があります。もし明確な手続きの規定がない場合には、標準版複合地区会則付則の手に従う必要があります。
3. 従って、モントリオール国際大会で選出される国際理事候補者は、その開催日6月24日の30日前である5月25日までに整った推薦証明（必要な署名や記入がすべてそろっているもの）を国際本部に提出する必要がある、その前に複合地区年次大会、さらに所属準地区の年次大会で推薦を得ている必要があります。

4. 2022年7月1日に改正が有効となることから、次の2023年ボストン国際大会で選出される国際理事候補者は、その開催日7月7日の60日前である5月8日までに整った推薦証明を国際本部に提出する必要があります。
5. 以後毎年、国際大会の開催日の60日前までに同様の手続が必要となります。
6. 推薦された国際理事候補者の資格は、有資格となってから3回の国際大会で有効です。従って、仮に同じ年に開催される国際大会には推薦証明が間に合わなかった場合には、その国際大会は「有資格の国際大会」とはみなされませんので、その翌年の国際大会から数えて3回(3年)推薦は有効です。
7. 準地区、複合地区は、一度決議した推薦を有効期間内に撤回することはできません。また、有効な推薦は常に1名の国際役員(この場合、国際理事及び第3副会長を指す)のみで、他の推薦は無効になります。従って、一度ある候補者を推薦すると決定した場合、別の候補者を推薦するためには有効期限が過ぎた場合、または候補者自身が辞退その他立候補を無効とする事態になった場合のみです。
8. 国際大会は6月最終週または7月第一週に開催されるのが通常です。複合地区年次大会の開催が60日より前に行われない場合、国際理事候補者の推薦は1年前の年次大会で決議される必要があります。

以上、ご説明いたします。

現在の国際付則第2条「国際理事会選挙」の規定条文を文末に掲載いたしました。改正があった個所は第4項で、その個所は水色でハイライトしております。また、あわせてご確認いただきたい個所を黄色でハイライトしております。また、あわせて今年度の国際会則及び付則と、標準版複合地区会則付則を添付いたしましたのでご参照ください。

本件についてさらにご質問がありましたらお知らせください。

ライオンズクラブ国際協会
OSEAL 調整事務局
事務局長 マーズ佐子

国際付則第2条「国際理事会選挙」

第1項。国際大会における選挙。協会の会長、第一副会長、第二副会長、第三副会長、並びに全理事は、年次国際大会において無記名投票で選出される。国際大会が開かれる地区(単一、準、複合)内のクラブ会員は、会長、第一副会長、及び第二副会長の役職を除き、役員職に選ばれることはできない。

第2項。第三副会長立候補の資格。

(a) 国際第三副会長候補者は、

(1) グッドスタンディングのクラブのグッドスタンディングの正会員であり、

(2) 選挙又は任命により国際理事としての任期を満了したか満了を控えている者で、

(3) 所属地区(単一、準、複合)の大会で推薦を得ていること。但し、単一地区又は準地区の大会が候補者を推薦することができるのは、かかる推薦を行う時に、単一地区又は準地区が国際付則第8条第2項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。

(4) 本付則又は会則の規定通りに、所属地区(単一、準、複合)の推薦証明を得た者でなければならない。この推薦証明は、同候補者が第三副会長に選出された場合には、本協会の更に上位の役職に就く場合の推薦証明ともみなされる。

(b) 本付則又は会則の規定に従って補充される役職に空席が生じた場合を除き、第三副会長を務めたクラブ会員のみを第二副会長に、第二副会長を務めたクラブ会員のみを第一副会長に、第二及び第一副会長を務めたクラブ会員のみを国際会長に選出することができる。本付則又は会則の規定に従って補充される会長又は副会長職に空席が生じた場合には、現在国際理事を務めているか又は務めたことのあるクラブ会員を、その空席補充のために任命することができる。

第3項。国際理事立候補の資格。国際理事の候補者は、

(a) グッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディングの正会員であり、

(b) (1) 本協会の正地区の地区ガバナーを全期又は過半の期間務めたか、務め終えようとしている者であるか、又は(2) 任期中又はその後にグッドスタンディングのクラブ数が20に達したか又は正地区に昇格した暫定地区、あるいは(2) 10年間以上暫定地区である暫定地区において、地区ガバナー又は暫定地区ガバナーを全期又は過半の期間務めた者で、

(c) 所属地区(単一、準、複合)大会で推薦を得ていること。但し、単一地区又は準地区の大会が候補者を推薦することができるのは、かかる推薦を行う時に、単一地区又は準地区が国際付則第8条第2項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。

(d) 本付則又は会則の規定通りに、所属地区(単一、準、複合)の推薦証明を得た者でなければならない。

第4項。候補者推薦及び推薦証明。

(a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合(この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない)を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は、国際理事候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の30日*前までに、第三副会長候補者の場合には90日前までに、国際本部に到着していなければならない。ファックス又は電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックス又は電子メール送信後3日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなけれ

ばならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。どの推薦も、本付則又は会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く3回の国際大会のためだけに有効である。推薦が有効である期間、(i) 推薦撤回はできないし、(ii) 他の推薦は無効であり、(iii) 死亡、資格喪失、立候補取消しが起こった場合には推薦決議は無効になる。推薦の有効期間中には、これ以上の推薦証明は必要ではない。すべての推薦は、1回目か2回目を問わず、国際役員立候補の意志を公表する時期及び方法が単一地区又は複合地区の会則及び付則に定められていれば、それに従っていなければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者が所属する準地区の推薦を確保しなければならない。

*推薦証明書の提出期間を30日から60日に変更する規定は2022年7月1日に発効する。

(b) 推薦証明書には一つの役職を明記しなければならない。いかなる候補者も、その推薦証明書が指定する役職以外の役職に立候補することはできない。いかなる地区(単一、準、及び複合)においても、国際理事会の複数の役職に対する推薦が同時に存在することがあってはならない。

(c) 国際理事候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。国際第三副会長候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効であり、連続して2度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。